若越郷土研究

福井県下の地主制

―明治・大正期を中心に―

展開過程の一考察

三上一夫

一、課題

機業経営〈輸出羽二重生産〉と地主制との注機業経営〈輸出羽二重生産〉と地主制との注め、地域的に表現するものの筆頭に、地主制の人は、地域的にかなりの具体的動向については、地域的にかなりの具体的動向については、地域的にかなりの具体的動向については、地域的にかなりの具体的動向については、地域的にかなりの具体的動向については、地域的に表現するものの筆頭に、地主制の展開が指摘されるの、本稿では福井県下の地ところが全国が、本稿では関切を対している。

一、明治後期の地主制の確立

ぼ軌を同じくし、明治一六年(一八八三)〔の「松方デフレ」による全国的なすう勢とほ福井県下の地主制の展開過程は、明治前期

して二五年(一八九二)〔四二・三%〕・三(してみたい。地主的土地所有の急速な進展がみられる。そ)り、上位一下(四○・一%)の小作地率の増大が顕著で、(族院多額納)小作地率三三・八%〕~二一年((一八八八))山形・福島)

「戈&等ニス恐荒」等つ曽口が引えつ。さらに三三年(一九○○)〔四五・四%〕の○年(一八九七)〔四二・五%〕と漸増し、

は、わずか○・四○%にすぎない。これは隣上の土地所有者の全土地所有者に対する比率によると、一般に地主層が貸し付け地の小作によると、一般に地主層が貸し付け地の小作をころで明治二一年の「福井県農事調査書」

課題意識をふまえることを付言したい。型」の地域性がいかに具体的に表出するかの県下の地主制の展開過程に、いわゆる「中間・なおこのさい、「地域類型論」的視角から、

にい。 年代にかけて割と早期に地主・小作関係の広出するかの 均の水準を上回わる高さで、明治二〇~三〇时視角から、も、はなはだ低率な諸県のなかに数えられる。 両県に比べても相対的に低く、また全国的に検討を加え 県の石川〔〇・五四%〕・富山〔一・六四%〕

〔 この点、北陸三県と東北機業県三県(宮城・は ることができる。

べ、大地主のきわめて少ない地域性をみてと

模は左程大きくなく、

むしろ他の諸府県に比

汎な展開がみられるが、土地集中・集積の規

り、上位一五名の地主層の規模を比較・検討族院多額納税議員互選者の国税納入額によ山形・福島)の明治二三年(一八九○)の貴

第1表によると、福井県では二○○円以上一、○○円未満が五人で、一、○○円以上一、○○円未満が五人で、一、○○○円以上は全、の分とは規模が大きい。また東北三県のうちは規模が大きい。また東北三県のうちには、

他の山形・宮城両県はすべて五〇〇円以

三上 福井県下の地主制展開過程の一考察

上で、

〔四八件、

買受金

そのうち

第1表	貴族	院多額				および土地所有 明治23年)	規模調
	納	税	額	区	分	国 税 納 税 額	推定土地

							(1)	作士の	715	ベイレ	ত সং	HU (D 72)	Γ)		
地				納	Ā	锐	額	区	分			国税系	内 税 額	推定土地	所有規模
域	県名	以上 200円	以上 500	以上 1000	以上 1500	以上 2000	以上 3000	以上 4000	以上 5000	以上 7000	10000 ~12000	最高	最 低	最 高	最 低
東	宮城		11	3	1	1						2,242円	501円	486.6町 (494)	108.6町
	山形		5	7	3	1						2,948円	906円	482.3町 (490)	148.1町
北	福島	4	10	1								1,130円	413円	192.7町 (196)	70.4町
北	富山		5	8	2							1,982円	888円	252.4町 (256)	113.1町
	石川		14	1								1,058円	567円	140.4町 (143)	75.2町
陸	福井	10	5									863円	357円	98.5町 (100)	40.7町

東京大学出版会刊、昭和49年) ・日本歴史16』昭和37年)第2)内は指数。 1)

地域性が明確にうかがわれる。どの諸県とほぼ同じく、「中間型」としての から後期にかけての土地集積状況は、 浜)の小堀善七家の場合、 たとえば三方郡鳥浜村 (現、 同家の明治前期 三方郡三方町 一四年

という、

的な「東北型」地域の四〇年代確立とは早い

まさしく群馬・埼玉・長野・岐阜な

地域の二〇年代確立とは若干遅れ、

また後進

的視角から研究史の示す先進的な「近畿型」

井県では大地主とはいっても、 のように北陸・東北の機業県のなかでも、福 三〇年代で、いわゆる全国の「地域類型論」 とさらに小さいことが特に注目をひく。 なる。さらに東北の宮城(四八六・六町)・ の分とははるかに規模の大きいことが分かる。 そこで本県での地主制が確立するのは明治 いっぽう各県の最大の地主は、 (一九二・七町)で一・九六倍となる。こ 富山県(二五二・四町)が二・五六倍と (四八二・三町)両県は四・九倍、福島 またこれら三県のいずれもが、 石川県(一四〇・四町)が一・四三 (推定) と一〇〇町に満たないのに その規模がこ 福井県で九 福井県 られ、 おり、 に当たる九反四畝六歩の取得が判明する。 代の資本転化」については、第2表にみると ν 田地だけをみても、一九年までの「松方デフ 総額四、 た総反別が五町三畝二七歩 から三〇年までに田畑・宅地・山林等を含め (地方・中央)・公債への有価証券投資がみ またこうした地主制の確立にともなう「地 期で、 さらに日露戦争を契機に早くも海外投 明治三〇年代において活発化し、 三四六円一〇六〕となる。 全体(三町五反一九歩)の二七

山形

倍 対して、 八・五町

ができる。 の地主層に共通する動向として把握すること 土地集積や投資活動は、 資がなされるのである。 これら小堀家にみる 当時の県下農村社会

事実福井県下の明治二〇年代後半からの私 地域農工発展のための不 さらに翌三二年、 明治三

銀行

三上 福井県下の地主制展開過程の一考察

第3表 地主制衰退の指標

+議 数
35
56
28
)8
30
78
17
32
)1
51
55

注:中村政則『近代日本地主制史研究』(東京 大学出版会、昭和54年)第25表による。

第2表 小堀家投資調

	明治29年 7月現在	明治31年 11月現在	明治34年 2月現在
貸 付 金	2,370円	1,310円	1,200円
軍 事 公 債	1,600円	1,900円	1,900円
三方銀行株	_	840円	385円
福井県土木公債	_	500円	1,500円
福井県農工銀行株	_	250円	1,000円
日本勧業債	_	200円	440円
計	3,970円	5,000円	6,425円

注:「家事記録簿」(第2号)[三方郡三方町、小堀 善七家蔵〕による。

農商株式会社株 (明治34年2月設立)	計 177株	(明治36年買入)
朝鮮国 釜山京城間鉄道 株式会社株 (明治34年12月設立)	30株(計300円)	(明治37年買入)

注:「家事記録帳」(第3号)[同家蔵] による。 (以上、『福井県史』〔資料編10〕(近現代1)〔福 井県刊 昭和58年〕所収。)

> いっぽう明治二 (一八八七)

> > ろである。とりわけ大正後期の一九二〇年代第に低下することは、研究史の指摘するとこ

前半に全国的な地主制後退の動向が表出する

その第一の指標として第3表にみるとおり

〇年

をひく。

動を行うのが注目

の移行にともない、

地主制の構成的比重が次

大正期における日本資本主義の独占段階

た積極的な投資活

は後述したい。 な関連性について と地主制との緊密

な独占資本主義確立の画期を迎えるわけである。

動力化を懸命に推 さらに四〇年代の 代の発展をにない し進めたのである。 こそ以後の三〇年

ことが分かる。

層であり、かれら

主として中小地主

に取り入れたのは

で、一九二〇年代前半でほぼピークに達する 一二年(一九二三)が四六・三~四六・五%

産を周辺の農村部

れた輸出羽二重生 に福井市に導入さ

小作地率の推移は、

大正九年 (一九二〇)~

また五〇町歩以上の大地主戸数(注、北海道

こうした本県機業 のめざましい発展 恐慌〉がはじまり、日本経済はいよいよ本格的 民運動の小作争議件数は、九年の四〇八件か 八年(一九一九)の二、四五一戸で、いっぽう農 点で、第一次大戦後の「戦後恐慌」へ一九二〇年 ら翌一○年には一、六八○件へと、四・一倍と をのぞく)のピークは、第3表のとおり、大正 換の時期となることが分かるが、 年前後が、地主制展開過程のうえで大きな変 いう大幅な急増ぶりをみせる。したがって九 実はこの時

大正後期の地主制の後退

地の大地主が役員

として参加し、

そこで福井県下の小作地率の推移状況をみ

ると、

第4表のとおり、

明治末期から四七%

の四八・七%がピークとなる。 より四八%を上回わり、

一年

また小作争議の発生状況は、

台となり、さらに大正中期の六年(一九一七)

小作地率推移調(福井県)「明治中期~昭和初期〕

年	次	明治30 (1897)	33 (1900)	40 (1907)	大正 1 (1912)	6 (1917)	11 (1922)	昭和 1 (1926)
小作地	率	42.5%	45.4%	47.0%	47.6%	48.1%	48.7%	48.1%

『福井県統計書』により作成。

小作争議年次別件数調(大正6~13年)

田森手	大正6年 (1917) — —	7年 (1918) —	8年 (1919) 	9年 (1920) —	10年 (1921)	11年 (1922)	12年 (1923)	13年 (1924)	計
森手	_			_					
手		_			_	2	10	13	25
			_	_	_	_	_	_	
			_	_	_	1	_	_	1
城	_	1	_	_	_	1	1	2	5
野	-	-	1	6	4	15	13	22	61
山	2	2	_	3	4	2	13	8	34
Л	1		2	5	2	5	7	13	35
井	2	2	2	3	27	26	31	17	110
山		36	11	22	22	100	33	18	294
庫	3	8	73	67	413	335	472	263	1,634
阪	1	3	9	47	242	111	306	348	1,067
	1	5	1	1	101	66	47	18	240
)	庫阪山	山 — 庫 3 阪 1	山 - 36 庫 3 8 阪 1 3 山 1 5	山 - 36 11 庫 3 8 73 阪 1 3 9 山 1 5 1	山 - 36 11 22 庫 3 8 73 67 阪 1 3 9 47	山 - 36 11 22 22 庫 3 8 73 67 413 販 1 3 9 47 242	山 - 36 11 22 22 100 庫 3 8 73 67 413 335 阪 1 3 9 47 242 111	山 - 36 11 22 22 100 33 庫 3 8 73 67 413 335 472 阪 1 3 9 47 242 111 306	山 - 36 11 22 22 100 33 18 庫 3 8 73 67 413 335 472 263 阪 1 3 9 47 242 111 306 348

注:農林省農務局調『農政調査会文書』(農林水産省農業総合研究所蔵)により作成。

第5表のとお (一九二二) 九年の三件 議を通じて次第に小作料減免等の諸要求をか 在に成長することとなる。 かけて村落内での発言力を強め、 ちとることにより、 大正後期から昭和初期に 中層農的存

急増する。この点地域的に時 は九年から一〇年への急増が 先進的な「近畿型」の諸府県で 期的なずれがみられ、概して ₹, の動向に触れることにする。まず第6表につ

より翌一〇年には二七件と

そこで地主制後退を端的に示す小作料低落

り本県下では、

目立ち、 諸県では、大正期よりむしろ 後進的な「東北型」

<u>ځ</u>

正元年(一九一二)と同一〇年(一九二一) とで比較した場合、概して三類型の各地域と 実収小作料の実収高に対する割合を、

地主的土地所有と農民的小商 運動が生起するのである。 こうした農民運動の要因が

昭和期に入って本格的な農民

品生産との間の矛盾・対抗関

東区・本州中区(「中間型」)で、 区(「近畿型」)の減額が著しく、 (「東北型」)は、 逆にわずかながら増額す

るのが注目をひく。

させることに着目せねばなら でも耕作規模一~一・五町程 導的役割を担うのが、本県下 ない。そのさい小作争議の主

度の自小作・小作上層で、争

うと努力する。 不足を自作米の増収でできるだけカバーしよ 主側として小作料収入の減退が目立ち、 そこで本県の場合、 大正後期になると、 その

高揚がますます地主制を後退

係によるだけに、

農民運動の

三年(一九二四)の自作・小作米の収納状況 田の畠中左近家の大正八年(一九一九)と一 この点、大飯郡青郷村 現、 高浜町) 小和

『若越郷土研究』(福井県郷土誌懇談会)

目立つ。ところが第7表における大正一〇年

一部の県をのぞき二~五%程度の低落が

と一四年との比較では、最も先進的な本州西

ついで関 本州北区

第6表 大正期の府県別一毛作田小作料の推移調

	年	代	大 正	元 年	(1912)	大	正 10	年 (1921	.)	
地			契 約	(5ヶ年)	実納小作	契 約	/大正5\	契小の収	実小の収	@Ł®
	県	名	小作料	\平均	料の実収高に対す	小作料	~ 9年	穫高に対	穫高に対	の増減
域		_	(石)	料(石)	る割合 (%)A	(石)	実納小作 料 (石)	する割合 (%)	する割合 (%)®	(04)
域						(11)	14 (11)	(70)	(70)(0)	(%)
	青	森	0.859	0.804	51.9	0.900	0.900	45.0	45.0	-6.9
東	岩	手	0.978	0.898	59.4	1.150	1.120	55.6	54.2	-5.2
	宮	城	0.886	0.755	52.9	0.950	0.910	49.2	47.2	-5.7
北	秋	田	0.834	0.768	54.3	1.011	1.006	51.3	51.1	-3.2
	山	形	1.092	1.001	54.7	1.300	1.300	48.1	48.1	-6.6
型	福	島	0.899	0.830	50.2	1.000	0.990	50.0	49.5	-0.7
	新	潟	0.994	0.906	55.6	1.042	0.999	56.8	54.4	-1.2
	長	野	1.090	0.978	54.1	1.214	1.147	55.5	52.5	-1.6
中	群	馬	0.876	0.797	54.0	0.945	0.914	51.2	49.6	-4.4
	岐	阜	0.942	0.862	55.9	1.017	0.908	58.2	52.0	-3.9
間	埼	玉	0.903	0.779	52.0	0.955	0.918	55.1	53.0	+1.0
	富	山	0.913	0.881	46.4	0.950	0.950	44.0	44.0	-2.4
型	石	Щ	1.094	1.087	51.1	1.027	1.021	53.5	53.2	+2.1
	福	井	1.083	1.021	55.5	1.090	1.045	49.8	47.7	-7.8
	京	都	1.107	1.023	55.8	1.154	1.049	57.6	53.3	-2.5
近	大	阪	1.310	1.119	54.0	1.241	1.061	57.0	48.7	-5.3
	兵	庫	1.052	0.992	54.3	1.200	1.200	52.2	52.2	-2.1
畿	奈	良	1.171	1.107	53.2	1.269	1.181	56.3	52.4	-0.8
	和哥	火山	_	_	-	1.038	0.977	55.6	52.3	-
型	岡	山	1.058	0.968	56.4	1.103	1.025	60.4	56.1	-0.3
	香	Щ	0.892	0.833	49.2	0.950	0.934	48.9	48.0	-1.2

注:栗原百寿『日本農業の基礎構造』(『昭和前期農政経済名著集』7. 農山漁村文化協会)第44表(P.175~177)により作成。

行った「小作慣行調査」により、

明りょうに

な問題点は、大正一○年の農商務省農務局の

った時期における地主・小作関係のさまざま

このように地主制がようやく後退過程に入

また米価の低落により、小作米を増加しない作料」の項目では、金納の傾向がふえてきたたと、「低落ノ趨勢ニアリ」と述べ、いずことと、「低落ノ趨勢ニアリ」と述べ、いずことと、「低落ノ趨勢ニアリ」と述べ、いずことと、「低落ノ趨勢ニアリ」と述べ、いずまず「福井県小作慣行調査書」の第三「小まず「福井県小作慣行調査書」の第三「小うかがわれる。

本の八五%にとどまるわけである。 ・一三年(一四七俵三斗)は、八年(〕七四俵 ・小作米は実収で、一三年(一〇七俵二 ・が八年(一五○俵一升)の七一%に減額 ・する。そのため自作・小作両米の合計額で、 ・する。そのため自作・小作両米の合計額で、 ・する。そのため自作・小作両米の合計額で、 ・する。そのため自作・小作両米の合計額で、 ・一三年(一四七俵三斗)は、八年(〕 ・一三年(一四七俵三斗)は、八年(〕 ・一三年(一四七俵三斗)は、八年(〕 ・一三年(一四七俵三斗)は、八年(〕

地域別の小作料の動向(大正10~14年)

			(+	心・スコロノ
地	域	大正10年 (1921)	大正14年 (1925)	増 減
本 州 二	比 区 !」)	1.01	1.03	+ 2.0%
	区 中 区 型」)	1.10 1.18	1.01 1.07	- 8.2 - 8.5
本 州 西 (「近 畿	西 区 型」)	1.36	1.19	-12.5
九州	区	1.22	1.13	- 7.4
全	玉	1.12	1.07	- 4.5

注:1) 飯沼二郎『思想としての農業問題』(農山漁村文化 協会、昭和56年)P113. (表12)により作成。

「地域」 欄の()内は筆者による。 うかがわれる。

つぎに貴族院多額納税議員互選者の職業構

(地租・所得税

・営業税)の順位

むことになる。

顕著で、それだけに地主制の後退が急速に進

等の動向からも、 成や納税額

第8表の大正七年(一九一八)

ŋ

0

顕著さをみてとることができよう。

地主制の後退過程が如実に

構成を比較すると、 ・一四年 が圧倒的に多く、 位のものが一一名を数えるなど、 (一九二五) 両年度の互選者の職業 納税額についても、 七年では農業(一〇名) 地主層の 地租の

的な上層農で、当時の地主側の窮状を端的に 一七章)と力説する。平崎家は当地区のかぎり地主経営の採算が成り立たない」 平崎家は当地区の代表 地主・小作関係が保持されているのとは、 りにも対照的だといえよう。 いなど、 検査にもかかわらず、 地主側にはなはだ有利な条件で、 小作奨励米を支給しな

余

趨勢及其ノ原因」の調査項目で、 は)下落ノ趨勢ニアリ、 立町)小作慣行調査」では、 なお大正一○年の「今立郡粟田部村(現、 近来商工業ノ発展ニ 「小作料騰落ノ 「(小作料 るなど、

しく、

高率の小作料のもとで、

厳重な小作米

内外海村

(現、

の「小作慣行調査」

の遠敷郡

当時地主制が確立している段階にふさわ

この点、

明治四五年(一九一二) 小浜市)

表明したものといえる。

機業はじめ商工業の発展が農家労働力を吸収 ヲ厭ヒテ都会ニ集中スル傾向多シ」と述べ、 伴ヒ労働者ノ需要増加ニヨリ殊ニ青年ハ百姓 小作料の低下をまねくことを率直に伝え

るのである。この傾向は都市近傍の農村ほど の進出が注目をひく。

主層にしても、 を端的に物語る。そして農業を職業とする地 るものは皆無となり、所得型しかも納税額についても、 いことにより互選者となるものが増加したの 所得税額からみて地元銀行 所得税・営業税が大き 地租が一 位とな

所有者となっていることがうかがわれる。 た地主層の大半が一四年になると、 「農業者の大正一四年の順位」 こうして大正七年には一五位内に入ってい め県内外の企業に投資し、相当な有価証券 一五位以下に顚落するなど、 欄にみるとお 地主制後退 第8表の

割と優位な動向 が判明する。

今

貴族院多額納税議員互選者(15人)の職業構成・納税額の順位等調

		大	正	7	3	年	(19	918)				7	大 正		14	年	(1925)				
順					椨	光額の.	順位	農業者の所有	農業者の大正	順								椨	額の	順位		
位	氏	名	住所	職業	地租	所得税	営業税	反別(大正9年)	14年の順位	位	J	夭	名		住	所	職業	地租	所得税	営業税	備	考
1	大家善	孝太郎	坂井郡雄島村	海運	3	1	2			1	飛	島	文	i i	福井豊島	事町	土木	3	1	2		
2	大和田 羽	巨七	敦賀郡敦賀町	金融	2	3	1			2	松	平	康	ŧ i	福井市	市城町	無職	2	1	-		
3	山田	斂	坂井郡高椋村	農業	1	2	_	140.7町	7位	3	右	近札	在左衛 門	f	南条河	郡 野村	会社員	2	1	-		٦.
4	中 村 三	之丞	南条郡河野村	海運	2	0	-			4	大	印田	荘 -	=	前	出	金融	2	1	3		
5	斎 藤 与	二郎	今立郡舟津村	農業	1	2	3	79.4	10位	5	中	村	三之	<u>K</u>	前	出	海運	0	1	-		
6	宇 野 政	次郎	敦賀郡敦賀町	農業	1	2	3	59.6	101位以下	6	森	田三郎	『お右衛』	9	前	出	醸造	0	Θ	3		
7	久 保 九	兵衛	丹生郡三方村	農業	1	2	3	66.0	13位	7	日	田	ń	女	前	出	農業	2	1	-		
8	森田三郎右	衛門	坂井郡三国町	醸造	1	2	3			8	西	野	藤即	h 1	福井左佳村	市	羽二重商	3	1	2		
9	高島 仲右	衛門	丹生郡立待村	農業	1	2	_	71.7	29位	9	酒	井	伊四月	ß	今立 鯖	郡江町	機業	3	(1)	2		
10	福島文柱	衛門	今立郡鯖江町	醸造	①	2	3			10	斎	藤	与二郎	ß	前	出	農業	2	0	-		
11	山本伝	兵衛	敦賀郡敦賀町	農業	1	2	-	69.6	18位	11	奥	村	又十戶	ß :	三方北西	郡郷村	漁業	3	1	2		
12	五十嵐 佐	市	足羽郡和田村	農業	2	1	-	記載なし	101位以下	12	西	野	市兵御	ði .	今崗	郡 本村	製紙	3	1	2		
13	森 広	三郎	今立郡国高村	農業	1	2	-	57.4	24位	13	久	保	九兵御	扩	前	出	農業	2	1	-		
14	青 山	荘	足羽郡東郷村	農業	1	2	3	50.2	27位	14	西	畠	順分			郡江村	機業	3	1	2		
15	野 村 勘左	衛門	坂井郡兵庫村	農業	1	2	_	75.5	22位	15	安	本	吉次郎	ß ‡	麩	t U	織物商	3	0	2		

『福井県統計書』の貴族院多額納税議員互選者欄および農商務省農務局「50町歩以上ノ大地主ニ関スル調査」(大正 10年3月)により作成。

るとおり、 年代に入ると群馬・ ことになる。また三〇 して第一位を独占する なると、 主産地の生産額調にみ が、 ?県が第一位を占めた 一八九一) 翌二五年以降に 福井県が一貫 明治二四年 までに群 栃 模の小さい地主層が機業経営者の主流をなし

かで、 って担われたことに着 主として中小地主によ 二重生産の急速な発展 1せねばならない。 実は第9表の羽二重 地主層のなかでも 福井県の輸出羽 る。 ⑭ 密易に機業「工場」が発展しなかったのであ では仙台市中心で、 す要因があると考えられる。 新潟県では肝心の広大な越後平野の農村部で なかったし、 市と鶴岡町など特定の市町に限られた。

規定関係のみられるな ・・作料と低賃金との相互 高率小 石川 勇名を馳せる。 ところに、 中小地主層の積極的な機業進出がなされな この点、 「両県にみられるように、農村部の広汎な 羽二重生産の停滞、 東北・ 関東の機業県の場合、福井 低減をもたら

福井・石川の北陸機業県が羽二重産地として 到底及ばない。 産額がとみに高まるが、 こうして全国的に、 これとて福井県には とりわけ

確立期における地主制

明

治後

期

の資本主義

四

機業経営と 地主制

木両県の後退とは逆に、

石川、

福島両県の

構造として、

中山等の諸村にしても、 業地帯の粟田部・南中山・ 町歩以下のものが大半で、丸岡等諸村の機業地主は、 福井市に近い坂井郡下の春江・高椋・磯部 そこで福井県では、 福井平野の農村部で、 坂井郡とはさらに規 新横江・中河・北 また今立郡下の機 いずれも所有地

三上

山形県では機業「工場」が米沢

また

容易に農村には浸透し得

たとえば宮城県

大正14年度は互選者100名中の上位15名

第9表 羽二重主産地の生産額調

(単位:千円)

		1	1				1	W · 1 F3 /
年 次	福井	石川	富山	群馬	栃木	福島	新潟	7 県 全国 ×100
明治20年	6	_	_	_	_	_	_	_
21	53	_	_	611	_	_	_	_
22	406	-	_	662	_	_	_	-
23	748	_	_	842	_	_	_	_
24	1,059	_		1,177	_	_	_	_
25	2,779	<u>-</u>		1,222	_	_	_	_
26	3,365	_	. —	1,892	_	· _	_	_
27	5,223	562	25	1,152	561	356	26	91.1
28	6,304	1,076	177	2,504	192	378	38	87.0
29	6,004	789	412	2,945	2,005	362	76	82.6
30	7,400	1,150	786	3,183	2,116	666	124	87.2
31	8,529	1,907	946	3,394	2,084	1,365	298	86.1
32	13,786	5,400	2,255	1,349	460	2,265	452	87.9
33	11,651	3,559	1,383	2,361	93	2,719	409	85.9
34	13,669	4,361	3,221	2,737	37	2,746	499	91.0
35	10,800	5,187	1,286	2,043	169	2,692	644	88.8
36	15,188	7,354	988	517	91	3,840	421	91.3
37	20,809	11,132	1,590	2,598	118	4,425	1,084	91.9
38	14,064	7,586	1,515	866	147	4,871	1,667	91.4
39	17,236	10,669	1,632	612	532	4,901	1,400	91.4
40	14,052	10,901	970	1,279	373	4,489	2,074	89.9
41	15,840	8,849	1,010	1,565	1	3,816	3,191	90.3
42	20,194	7,483	1,077	450	2	2,596	2,892	89.9
43	21,739	9,925	1,379	638	2	4,483	3,246	90.2
44	19,997	10,043	1,500	141	1	3,476	2,893	92.2
大正1	20,173	9,049	1,560	336	0	3,593	2,870	93.3
2	24,736	11,627	1,528	70	1	4,171	2,345	95.2

注:石井寛治「絹織物輸出の発展」(『横浜市史』第4巻上、昭和 40年)第97表による。

ていた。かれらは小作料収入から資金を調達 できたのである。 小作人家族から労働力を確保することに 機業経営に割と容易に取り組むことが

ところで明治二〇~三〇年代では、機業経

その信用の基底には「土地所有」があり、 らの信用供与によって資金回転を行う場合も、 営資金を小作料収入から直接転化させる場合 土地所有」〈小作地経営〉が機業発展の起動・ はもちろんであるが、金融機関や生糸商筋か 力ともなっていた。 た機業従事者を小作人家族に求めるなど、「 ま

を目的とするよりも、 導入による「動力化」過程の段階になると、 金調達、 「動力化」にともなう資金需要がきわめて大 ついで明治四〇年代から大正初期の力織機 信用供与を受けるための担保物件と 小作地からの小作料の収得それ自体 地主機業家としての「土地所有」 機業経営のうえでの資

うな農業生産への強い関心が、次第に稀薄化 依存していた時期の地主機業家にみられたよ しての性格が強くなる。 したがって、かつての小作料収入に大きく

す る。 ® てよい。 県の場合、 織物工場経営の拡大をはかるものも増加する。 い大正一〇年の前述の「小作慣行調査書」の このことは、とりわけ機業県としての福井 かれらのなかには所有地を処分して、 機業の「動力化」が完了して間もな 地主制後退の一因につながるとみ

うかがわれる。 なかでも、その間の事情を示唆するところが

場」(職工一〇人以上)および「力織機率」 に現われる。 の進展度を重視する必要がある。この点、福井 県内でも郡市の地域による差異がかなり顕著 そこで機業生産の近代化の指標として、「工

織機率七二・一%)、職工数は五・六人(「工 める。一戸当りの織機数は四・八台(うち力 てみると、県下機業戸数六、六三二戸のうち、 が一応完了する大正八年(一九一九)につい 「工場」は八三七戸で全体の一二・六%を占 実は明治四〇年代から進められた「動力化」

るのは足羽・丹生・南条の三郡で、いっぽう 大きく上回わるのは、坂井・大野両郡と福井 場」職工数の割合六五・二%)となる。 ところでこれらの県全体の平均値を下回わ どの前近代的な生産関係に左程拘束されない 北陸機業県とは著しく対照的だといえよう。

この点、とりわけ福井県の場合、「賃織業」な

条の三郡は、とりわけ「賃織業」が機業戸数中 業の生産形態を比較すると、足羽・丹生・南 強じんな存続・展開を物語る。これに対して に大きな比重を占め、問屋制前貸生産関係の 坂井・大野両郡では、「工場」・「家内工業 市である。第10表により、それらの諸郡の機

つ地域での停滞性がきわめて顕著に表出する ぽう「賃織業」の前近代的な生産形態の目立 地域ほど、機業生産が飛躍的に発展し、 営という生産形態の近代化を積極的に進めた という独立経営者が圧倒的な比重を占める。 したがって同じ福井県内でも、 いっ

強く、 入された輸出羽二重生産が、旧来の伝統的な を確保した群馬・栃木両県の場合、新たに導 世後期よりわが国の主要機業地としての地位 問屋制前貸制の生産構造に規定される面が根 形態をとり得なかったことは、 そこで全国的な府県レベルについても、 容易に近代的な「工場」制機業の生産 福井・石川の 近

三上

のに着目したい。

第10次 44円が10次米工座ル窓崎(田月末、八正 0 干)												
生産形態 郡 市	福井	足羽	吉田	坂井	大 野	今 立	丹 生	南条				
工 場 ()内は比率	143 % (27.4)	67 % (3.1)	224 % (28.4)	163 % (44.5)	90 % (42.1)	100 % (13.2)	26 % (1.9)	22 % (6.1)				
家 内 工 業	155 (29.7)	764 (35.1)	167 (21.2)	198 (54.1)	123 (57.5)	125 (16.5)	40 (2.9)	55 (15.6)				
織。元	2 (0.4)	187 (8.6)	3 (0.4)	1 (0.3)	0	11 (1.5)	16 (1.1)	26 (7.2)				
賃 織 業	222 (42.6)	1,157 (53.2)	396 (50.2)	4 (1.1)	1 (0.5)	523 (68.9)	1,319 (94.2)	256 (71.0)				
機業戸数合計	522 (100)	2,175 (100)	790 (100)	366 (100)	214 (100)	759 (100)	1,401 (100)	359 (100)				
1 戸当り織機数 ()内は力織機率	12.8 (83.0)	1.7 (22.7)	5.3 (80.1)	17.3 (90.2)	16.9 (98.4)	5.6 (88.3)	1.5 (9.8)	2.5 (67.6)				
1 戸当り織工数 ()内は「工場」 職 エ の 割 合	9.7 (77.1)	1.8 (33.1)	4.4 (68.7)	13.3 (83.0)	14.3 (77.5)	4.5 (72.1)	1.3 (19.2)	2.7 (46.2)				

第10表 郡市別機業生産形態調(福井県・大正8年)

『福井県統計書』により作成。 注:

左程大きくなく 確立するが、地主の土 地集中・集積の規模は 年代で同県の地主制が る。こうして一応三〇 むし

部の中小地主層によって担われたことに、

期に、地主・小作関係 ○年代にかけて割と早 の広汎な展開がみられ 業を職業とするもの〈大地主〉が激減するの 出羽二重生産の急速な発展が、主として農村 との相互規定関係のみられるなかで、 る地主制の構造として、高率小作料と低賃金 営者の進出がひときわ注目をひく。 に対して、新たに羽二重商・織物商・機業経 このさい明治後期の資本主義確立期におけ 県下輸

作地率では、全国的水 進展度の指標となる小 につき、 県下地主制の展開過程 明治・大正期の福井 まず地主制の

高さで、

明治二〇~三

うかがわれるが、特に大正末期になると、

準をはるかに上回わる

等の動向からも、

地主制の後退過程が明確に

成や納税額(地租・所得税・営業税)

)の順位

さらに貴族院多額納税議員互選者の職業構

ところである。 作慣行調査書」から判明することも指摘した

大いに注目したいとこ 態に取り組んだことは、 すう勢のなかで、福井県下の小作地率の推移 関係にかかわる問題点が、大正一〇年の「小 の移行にともなう地主制の後退という全国的 質が現われる。そしてこの段階の地主・小作 地主制の後退過程にも、中間型」の地域的特 状況、小作争議の内容や件数などから、 同県

ろである。

農村部での中小地主層 競って「工場」制 ろ他の諸府県に比べて大地主のきわめて少い 地域性が検出される。

つぎに大正期の日本資本主義の独占段階

機業への発展的生産形

三上

福井県下の地主制展開過程の一考察

本県地主制にかかわる注目すべき一断面としる実ともの機業県に飛躍させたことにつき、機業の順調な発展が阻害されたのに対して、機業の順調な発展が阻害されたのに対して、機業の順調な発展が阻害されたのに対して、の賃織業等の前近代的生産関係に規定されての賃繳業等の前近代的生産関係に規定されての賃繳業等の前近代的生産関係に規定されての賃繳業等の前近代的生産関係に規定されての賃繳業のが、とかく旧来の賃繳業のできる。

註

新たな評価を加うべきものと思考される。

1 五郎 いる。 につき、近年さまざまな「地域類型論」が 的な「近畿型」、それに双方の間に位置 浅と剰余の有無等に基づく分類を試みて 品生産の進展度の差異や商品経済化の深 の諸氏の各所説に共通するところは、 中村政則 古島敏雄〔東山養蚕地帯・摂津地帯〕・ 西南日本型〈阿波型・摂津型〉〕・藤田 提唱されている。戸谷敏之〔東北日本型 近世から近代への歴史過程の研究視角 〔後進地帯・中間地帯・先進地帯〕・ 筆者は後進的な「東北型」と先進 〔東北型・養蚕型・近畿型〕等 商

いい。一つけられる「中間型」の三類型を設定し

(『明治中期産業運動資料』)では、近に「後進型」において目立つ。 (『明治中期産業運動資料』)では、近に対し、「東北型」・「中間型」では一総型」の府県はすべて一%以下であるの。

(5)

- 通常小作地率の進展度が、地主制展開の一応の指標となるが、「近畿型」の諸の一応の指標となり、地主制の確立を明示する。つぎに「中間型」諸県では、三六年でほとんどが四○%台となり、地主制の確立を明示すが四○%台となって、地主制の確立を明示すが四○%台となって、地主制が確立することが分かる。このさい北陸三県では二ことが分かる。このさい北陸三県では二ことが分かる。このさい北陸三県では二二とが分かる。このさい北陸三県では一門型」諸県のなかでは「近畿型」に最中間型」諸県のなかでは「近畿型」に最中間型」諸県のなかでは「近畿型」に最
- 二六年〕・「家事記録簿」(第二号)(第一号)〔明治一二

- 五八年)所収〕による。 資料編一〇〈近現代一〉福井県刊、昭和 方町 小堀善七家蔵)〔『福井県史』(
- ⑥ 地主制の後退過程を日本資本主義の発展段階に対応させる研究視角からすれば展段階に対応させる研究視角からすれば地主制後退第一期が独占資本確立期(一地主制が日本資本主義の不可欠の一環として構造的に定置され、いっぽう日本資して構造的に定置され、いっぽう日本資とて構造的に定置され、いっぽう日本資とで表も地主制を不可欠の構造的一環に組み込むことによって確立することができたといえる。したがって地主制の後退過程を日本資本主義の発

ないことはもちろんである。 地主制の構成的意義の低下を意味し、そ が動揺し変化したことを現わす。 変化を、地主経営の具体的動向や農民運 変化を、地主経営の具体的動向や農民運 変化を、地主経営の具体的動向や農民運

- 業総合研究所蔵)。 書」(『農政調査会文書』農林水産省農

11)

負債ヲ嵩ネ遂ニ大破産ノ窮地ニ陥ラント(福井市西袋町、平崎伝右衛門家蔵)。 (福井市西袋町、平崎伝右衛門家蔵)。 (福井市西袋町、平崎伝右衛門家蔵)。 (福井市西袋町、平崎伝右衛門家蔵)。 「足羽郡上文殊村小作慣行調査事項」

- 外海公民館蔵)四五年内外海村役場勧業書類』小浜市内四五年内外海村役場勧業書類』小浜市内
- の企図が秘められるとともに、地主側との企図が秘められるとともに、地主側とを関す、 とは「小作慣行調査」の前年、九年二 実は「小作慣行調査」の前年、九年二 実は「小作慣行調査」の前年、九年二 書館蔵)。

%を割り、その後は低下の一途をたどる。 最後に、翌七年(九・七%)からは一〇 租の比重が、大正六年 (一三・一%)を される。したがって翌一〇年の「小作慣 対等交渉という新たな権利意識が明確に には、府県によりかなり時期的なずれを 編『日本経済統計集』による)。なお、 とることが確認される(日本統計研究所 回わり、その後はますます増加の傾向を いっぽう所得税は六年を画期に地租を上 面がうかがわれてはなはだ興味ぶかい。 行調査書」のなかに、その間の事情の一断 みられる点で、従来の地主・小作関係の 高額納税負担者の地租と所得税の構成比 一部質的な変換〈地主制の後退〉が検出 全国的にみて、租税収入中に占める地

(東京大学出版会、昭和四九年)一四〇神立春樹『明治期農村織物業の展開』

一四八ページ参照。

(14)

見出すことができる。

第七号、昭和三九年)は、坂井郡下諸村井平野の農業」(『北陸農業試験場報告』)。関正治・南侃「機業発達期における福

収が明治三〇年ごろは急速に増加するが、 年で江留上を追い越すことを論証する。 下番ではかえって反収が増加し、大正初 は次第に停滞的となるのに対し、 機業の「動力化」が進展する四〇年代以降 下の春江村の機業地の江留上と純農村部 期農村織物業の展開』(前掲)は、 井平野の農業」(前掲)・神立春樹『明治 ところである。 を如実に物語る点で、大いに注目したい の機業地主の農業生産への関心度の低下 このことは、「動力化」を推進する段階で 本荘村下番とを比較し、 関正治・南侃「機業発達期における福 江留上では反 本莊村

(18)

福井県のめざましい機業発展につき、

法論的視角から把握する精力的な研究が(農林統計協会、昭和五四年)に、中村政(農林統計協会、昭和五四年)に、中村政(農林統計協会、昭和五四年)に、中村政の職工・後退の全過程を一個の統一的な方確立・後退の全過程を一個の統一的な方。

る。 進められている。このさい特に日本海地 はの北陸近代化路線の歴史的性格を見究 域の北陸近代化路線の歴史的性格を見究 は域の特質を解明するためにも、 とりわけ福井・石川両県に特徴的な機業 とりわけ福井・石川両県に特徴的な機業 とりかけ福井・石川両県に特徴的な機業 とりかけ福井・石川両県に特徴的な機業 とりかけ福井・石川両県に特徴的な機業 とりかけ福井・石川両県に特徴的な機業 とりかけ福井・石川両県に特徴的な機業 とりかけ福井・石川両県に特徴的な機業 とりかけ福井・石川両県に特徴的な機業

規模であることを明らかにしている。の機業地主の大半が、五町歩以下の所有

らみて、こうしたいわば「不断の禁欲的 堀 ある。つまり真宗教義の倫理性〔注、 北陸地方の真宗地帯としての地域性との 営者および機業労働者〈女工〉の双方に大 橋幸八郎『近代社会成立史論』御茶の水書 な職業労働を義務とする倫理的性格」(高 の生成であると説く研究視角による〕か フランスのカルヴィニズムにみる「使命 N・ベラー『日本近代化と宗教倫理』 (かかわりについても視野に収める必要が ・池田訳、未来社 一九七六年)に類するものこそ、機業経 〈召命観〉に似た新しい「職業倫理」 一九八二年)が、 R

し上げる。

農林水産部総合農政課の方々に厚く御礼申 ん室・農林水産省農業総合研究所・福井県 など種々御高配をわずらわした福井県史編さ 〔付記〕本稿作成に当たり、 下の機業場で、明治後期の機業発展期に のは、まさしく福井・石川両県との比較 ストイフモ可也(後略)」(東京高商『両毛 具体的に伝える。いっぽう群馬・栃木両県 発化したことを、 当たり、企業内の宗教教育がきわめて活 きな教育力となるわけである。 によるものと考えたい。 地方機織業調査報告書』同年)と述べる の現地調査で、「工女ニハ宗教心全ク欠如 川両県下織物調査報告』(明治三三年) が 旧東京高商の『福井・石 諸資料の借覧

三上